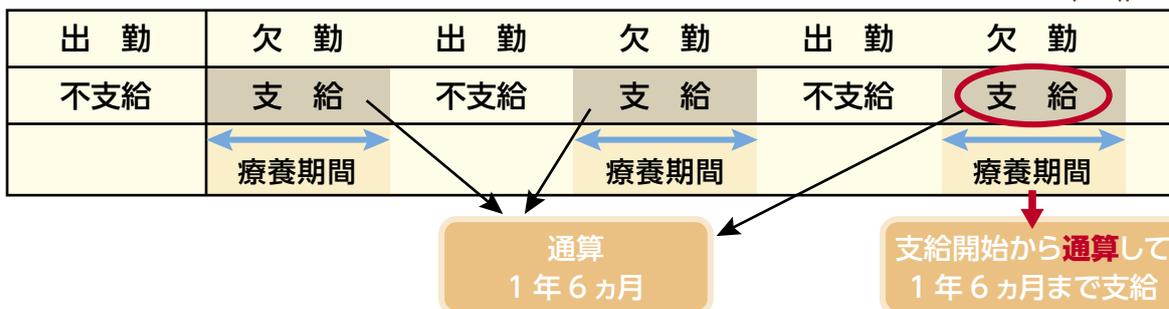




令和4年1月1日から制度改正されました

① 傷病手当金

- 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給が、支給開始日から**通算して1年6カ月**に達する日まで対象となります。



具体的には

支給開始日	総支給日数(日数管理)
令和4年2月1日の場合	546日分
令和4年3月1日の場合	549日分

- 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6カ月を超えても、繰り越して支給可能になります。

令和2年7月2日以降に支給開始された傷病手当金が対象です。

② 出産育児一時金

産科医療補償制度の掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられるとともに、出産育児一時金の支給額が40.4万円から40.8万円に引き上げられます(合計42万円に変更なし)。



産科医療補償制度対象 → 40.8万円 + 1.2万円 = 42万円

産科医療補償制度対象外 → 40.8万円

③ 任意継続被保険者

資格喪失理由に「**任意継続被保険者からの申出**」が追加され、その申出が受理された日の翌月1日に資格喪失することとなります。保険料を前納している場合でも適用されますので、未経過期間がある場合は保険料が還付されます。

